



荷役作業に関する船主の責任



英国の裁判所、船主が荷役作業の責任を回避できる論拠を示す – EEMS SOLAR 号

2004 年、英国の貴族院（現在の最高裁判所）は、「船荷証券上の運送人は貨物の積込み、積付け、荷揚げに関する契約上の責任を免れるため、用船契約の FIOS 条項¹を船荷証券に組み込むことで、その条項に依拠することができる」という判決（*JORDAN II* 号）を支持しました。²

ヘーグ・ヴィスビー・ルール（Hague-Visby Rules）が適用され、運送人が適切かつ慎重に積込み、積付け、荷揚げを行う義務を課されている場合でも、英国の裁判所は長い間、「このルールは必ずしも運送人にこれらの作業全般を行う義務を負わせるものではなく、運送人が適切かつ慎重に行うことに同意した作業について義務を負わせるものである」との見解を保持してきました。興味深いことに、ロッテルダム・ルール（Rotterdam Rules）にも運送人が貨物の取扱いおよび積付け作業に関する責任を免除され得る旨の規定が含まれており、ここからも英国の裁判所の見解が広く認識されていることがわかります。ただ、ほとんどの国における現状としては、運送人の義務は委譲することができないものとされています。

英国海事裁判所で争われた最近の訴訟においても、用船契約の FIOS 条項が組み込まれた船荷証券による輸送に関して、船主が積付け不良による貨物損害の責任を免れた事例がありました。同裁判で船主の代理人を務めた英国の法律事務所、Hill Dickinson LLP がまとめた *EEMS SOLAR* 号の裁判の要旨をこちらからご覧いただけます。

¹ Free in/out stowed の略で、物品の積み込み等は荷主側の責任で行い、運送人の責任は積み込まれた後から発生するという条項。

² Gard News 177 (2005) の記事「[FIOS revisited - The final chapter?](#) (FIOS の見直し – 最終章か) (英文のみ)」を参照してください。

このケースで注目する点は、EEMS SOLAR 号の FIOS 条項は Gencon 1994 の標準用船契約書式のもので、(JORDAN II 号の FIOS 条項とは異なり) 荷送人および荷受人に関する言及がなく、用船者にのみ言及していましたが、当該条項中、荷役作業については「free of any risk, liability and expense whatsoever to the owners」(船主をいかなる危険、費用負担および賠償責任からも免除する)との言及があったため、上記の判決に至ったというところではあります。

また判決では、船長が介入したことまたは介入しなかったことによって船主が責任を問われるケースについても解釈が示されました。EEMS SOLAR 号のケースでは、船長の重大な介入があったという証拠はなかったため、裁判所は例を挙げ、「不良積付けが不堪航を構成する場合であっても、責任が船主に移転するのは、それが船の安定性のような船長の職務の範囲内の事柄に起因するときのみで、純粋にステベの職務の範囲内である積付けの欠陥に起因する場合ではない」という見方をしました。

ヘーグ・ルール/ヘーグ・ヴィスビー・ルールにかかわらず、英国法では、FIOS 条項の範囲に関して契約当事者は契約の自由を有すること、またそれにより生じる損失/損害の責任は条項が十分に明確であれば回避しうることを認めています。EEMS SOLAR 号では、船荷証券上の運送人が英国法に準拠する航海用船契約上の船主でもあり、航海用船契約の条項が船荷証券に適切に組み込まれていたことから、積付け不良に関する責任を回避することができました。船主であるメンバーの皆様においては、同様に用船契約を締結し船荷証券を発行する場合、この点にご留意ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。

なお、原文の英文記事は「[Shipowners' responsibility for cargo operations](#)」からご覧になれます。